

1 事業名

介護予防把握事業(地域支援事業 一般介護予防事業)

2 業務趣旨について

本事業の対象は、後期高齢者のうち、比較的元気な方が多いと予測される75歳から84歳とする。
趣旨は、以下のとおり。

- ①健康・認知機能の状態や健康への意識及び終活に向けての意識や備え等、生活状況全般について把握する。
- ②介護予防の必要性や介護予防事業等を周知する。
- ③虚弱化傾向にある高齢者に対して、積極的な支援を行うため、要支援・要介護の恐れのある後期高齢者の把握を行う。

3 本事業を実施する背景等について

- ・保険者機能強化推進交付金を財源の一部として活用し実施する。
なお、本交付金に関する通知(平成30年2月28日発出)には、自立支援・重度化防止等に関する取組への支援について明記されている。
- ・事業実施の背景は以下の状況がある。
 - ① 介護保険法の改正に伴い、本市においては、基本チェックリストの郵送による要支援等の恐れのある高齢者の把握を実施していないため、対象者の把握や介入のきっかけが限定的となっている。
 - ② 団塊の世代が全員後期高齢者になる2025年を目前にして、急速に後期高齢者が増えている。
 - ③ 改正健保法により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が推進されるなか、介護予防事業等の在り方を探る必要がある。
 - ④ 本市の平成30年度介護保険の申請状況について分析した結果、前期高齢者と後期高齢者では介護保険の申請に係る原因疾患が異なる可能性が示唆され、後期高齢者では、骨折や転倒、高齢による虚弱、認知症等が多い傾向にあった。

4 タイムスケジュール

- 10月1日: 契約
- 11月中旬: 調査送付
- 12月中旬: 回収

5 本事業実施後について

- 回収した調査票の結果から、
 - ・事業対象者(基本チェックリストにより要支援・要介護の恐れがある高齢者)である場合は、地域包括支援センターと連携し、短期集中サービス(お出かけ機能アップ教室、自宅で機能アップ)や必要に応じて介護保険制度等を紹介する。
 - ・虚弱化傾向があった場合は歌体操教室等を紹介する。
- 調査票の分析を行い、介護予防事業の施策の検討等に活用する。

6 対象者人数(6月1日現在)

	75～84歳	要支援・要介護	対象者数
6月現在	23,581	3,693	19,888

⇒約20,000人